

砺波市農業委員会 6月総会議事録

開催日時 令和4年6月7日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 27名

1番	老 健	16番	江成 周彦
2番	鴨井 克之	17番	樋掛 雅彦
3番	境 真由美	18番	亀永 理恵
4番	館 和香子	19番	平木 哲
5番	川邊 洋	20番	山本 渉
6番	源通 一郎	21番	山本 憲政
7番	松原 光雄	23番	原野 敬司
8番	飯田 輝一	24番	前野 久
9番	堀田 敬三	25番	石田 智久
10番	齋藤 徹	26番	飛田 明雄
11番	吉田 一馬	27番	野原 外茂雄
12番	片山 雅喜	28番	吉田 孝夫
13番	黒田 英嗣	29番	西原 登
15番	土田 英雄		

欠席した委員 2名

14番	川邊 孝之	22番	宮崎 雄介
-----	-------	-----	-------

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請に対し
意見決定について

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可
申請に対し意見決定について

議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権・使用貸借権
設定転用許可申請に対し意見決定について

協議

協議事項 1 号 非農地証明書の発行に伴う意見について

協議事項 2 号 農用地利用計画の変更について

報告

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について

その他

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度・砺波市農業委員会6月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 6月に入り天気のよい日が続いておりましたが、昨日から雨が降っております。作物にとっては恵みの雨かもしれませんが麦などの収穫作業には都合が悪いことかと思われます。

さて、国会において農業委員会関連の法案が可決されました。人・農地プランの作成については農業委員会の積極的な関与が必要とされています。また、農地法第3条における農地所有面積の下限面積要件撤廃により、農地所有の要件が緩和されることとなりましたが、耕作放棄地等の発生や投機的な農地所有のないよう気をつけなければならないところです。

農業委員の役割が増加しているところではありますが、みなさんのご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告いたします。本日は、在任委員29名中27名が出席されています。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後はお手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号25番 石田 智久委員・議席番号26番 飛田 明雄委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

「議案第6号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願ひます。

事務局 お手元にあります、前回資料の写真をお願いいたします。
議案の説明に入る前に、先月の農業委員会総会に付議された、議案第4号番号1の共同住宅建設の農地転用許可申請についてご報告いたします。先月の総会において、現況の写真が既に転用工事に入っているように見えるとのこと指摘を受けたため、事務局において再度現地を確認したところ、表土を剥ぎ取り、1箇所を集めているものであり、先に転用工事を進めているものではありませんでした。
報告は以上ですが、よろしいでしょうか。

委員 (「はい」の声あり)

事務局 続けて議案の説明に入ります。議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。昭和45年頃に建築業を始めるにあたり、建築資材を保管するための倉庫を手続きをせずに建築したもので、このたび現況に合わせて改めて申請を行うものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第6号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 山本委員、どうぞ。

山本渉委員 この案件は、転用の手続きが必要なことを知らずに倉庫を建築していたものです。農地に戻すことも検討しましたが、田に戻すとしても用水から引ける水が少なく、また、畑にするとしても採算がとれないということで難しいことから、今回農地転用の申請を行うことで是正します。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第6号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第7号 農地法第5条第1項の規定による所有権移
転転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の6ページから10ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は、都市計画事業により公共インフラ整備が整い、住環境が充実しています。市街地において分譲住宅が不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、住宅団地の計画を立てたものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第7号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 飛田委員、どうぞ。

飛田委員 申請地は昨年まで利用権設定をされた方が耕作しており、その方の同意は得ております。2点質問させてください。1つ目は同様の条件の農地が道を挟んで隣にありますが、その農地について転用申請に至らなかった理由について、2つ目は、ゴミ集積所をこの団地内では設置できない理由についてお聞かせください。

事務局 今回申請地と一体として転用できなかった理由については事務局へ話は来ておりません。

ゴミ集積所の設置については、担当部署ではないため分かりかねる部分もありますが、この地区は都市計画事業である土地区画整理事業が行われ、その事業の際にゴミ集積所や調整池等の必要なものがあらかじめ整備されており、開発行為を行う際にあらためて計画する必要のないようにしているものとされています。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第7号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第8号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は用途地域に近接した市街地近郊において、公共インフラ整備が整っています。親の世話や子供の教育等を考慮し、砺波市内に住居を構えたいと希望しており、このたび実家に近接した農地に分家住宅を建築するものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第8号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 先日現地を確認した際に譲渡人から聞き取りを行いました。今後の生活や子供の教育のため近居を強く希望されていまして、ご承認よろしくお願ひします。

議 長 他にご質問等はございせんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第8号」につきまして、賛成の方は挙手願ひします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項に入ります。
協議事項1号 非農地証明書の発行に伴う意見について、事務局より説明願ひします。

事務局 議案書の4ページをお願ひします。また、別添の「非農地証明願位置図」を併せてお願ひします。

協議事項1号、非農地証明書の発行に伴う意見につきましては、富山県砺波農林振興センターの県営治山事業に関連し、所在地は砺波市庄川町落シ谷内、地目は田、総面積は422㎡について願ひ出がございします。

先月、事務局において現地を確認したところ、すでに山林の様相を呈しておりました。農地として利用するには一定水準以上の物理的な条件整備が必要となり、周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれます。このため、非農地に地目を変更することが相当の対応と確認してあります。

以上でございします。ご審議をお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願ひします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 原野委員、どうぞ。

原野委員 写真を見ると相当以前から耕作されていなかったかと思いますが、周辺の台帳上農地となっているところはどのような状態でしょうか。

事務局 周辺の農地すべてについては確認できておりません。今回は県営の治山工事のため非農地証明が必要な地番が確定していたことから、申請地にしぼって確認をしています。

委員 (「はい」の声あり)

議長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 県などによる事業実施の際、地区の担当農業委員に説明がある段階では既に事業が決まっているため、事前に農業委員への情報伝達があるべきではないでしょうか。

事務局 関連する部署に情報伝達について申し伝えます。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項2号 農用地利用計画の変更について事務局より説明願います。

事務局 議案書の5ページをお願いします。
令和4年4月に受け付けた農振除外の願出は、1件となっております。

(除外案件番号1朗読)

別添の農振除外申請位置図の1ページから5ページまでと併せてお願いいたします。

譲受人は、工場や店舗等の床面の樹脂仕上げ等の事業を営んでおり、昨年、射水市で賃借していた事務所を市内願出地横に移転しました。このたびは、資材置き場などのスペースの不足により、事務所との一体利用を計画をしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項２号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　　譲受人は昨年事務所を移転しましたが、資材置き場等のスペースが足りなくなりました。スペースの確保について検討したところ、隣接農地について面積が小さく耕作に適さなかったことから所有者との話し合いが整いまして譲り受けることとなりました。ご承認よろしくお願います。

議 長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項２号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第１号から報告第２号について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　（報告第１号・第２号説明）

議 長 　　ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等はありませんか。

委 員 　　（なし）

議 長 　　ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

（閉会 14 : 35）